

# 精神科サブスペシャルティ整備指針 第二版

Ver1.1

2024年9月19日

精神科サブスペシャルティボード(PSSB)

## 序文

日本専門医機構は、専門医制度を見直すために創設され、国民から「分かりやすく、受診の益につながる」制度への再構築を担っており、乱立状態にあったサブスペシャリティ領域専門医の整理・統合も重要な課題となっている。

サブスペシャリティ領域専門医について、日本精神神経学会の新専門医制度研修プログラム整備基準第 32 項には、「精神科サブスペシャリティは、基本的には精神科専門研修を受け、精神科領域専門医となった者がその上に立って、より高度の専門性を獲得することを目指すものとする。サブスペシャリティ学会の専門医制度は基本領域学会がサブスペシャリティ学会と協同して、サブスペシャリティ学会専門医検討委員会(仮称)を構築し、プログラム等を作成して日本専門医機構の承認を得た上で、当該サブスペシャリティ学会専門医制度を運用する。詳細については今後検討する。」と記載されている。

しかしながら、日本専門医機構でのサブスペシャリティ領域の議論は継続中であり、「日本専門医機構が認めるサブスペシャリティ領域をどのように考えるか」について結論に至っていない。

現状では、「精神科領域では、精神科以外の領域に比してきわめて広範な領域に専門性を有しており、日本専門医機構の扱うべき専門性とは異なり、精神科領域の専門家が検討して承認すべき専門性が多くなる。すなわち、精神科サブスペシャリティ領域については、内容が理解でき、かつ精神科領域のさまざまな方面から参集した専門家と、該当する学会もしくは団体とが協議ができるような仕組み(サブスペシャリティボード)が必要である。」とする考え方に変更はない。

精神科領域にとって必要なサブスペシャリティ領域専門医については、精神科サブスペシャリティボード(PSSB)が、協議し審査・認定作業を行う。なお、精神科領域に限定した専門医制度に加えて、精神科領域が関与する幅広い領域についても審査・認定の対象とすることがある。

本整備指針第二版では、日本専門医機構のこれまでの議論の変遷やサブスペシャリティボード設立の経緯への理解が必須となるため、別添参考資料に「日本専門医機構の概況 2023」としてこれまでの経緯をまとめた。

公益社団法人 日本精神神経学会

## I PSSB が承認するサブスペシャリティ領域専門医像

PSSB では、該当するサブスペシャリティ領域代表者および精神科領域の各団体を代表する委員で協議し、その妥当性について検討する。なお、精神科サブスペシャリティの枠組みを構築するにあたり、サブスペシャリティ領域を以下 3 つの群に分類する。<sup>1</sup>

### 1) 精神科サブスペシャリティ A 群(精神科一般領域)

- ① 精神科基本領域専門医取得後、さらに高い専門性を取得するもの
- ② 国民に分かりやすく、必要性が高く、受診の益になるものであること
- ③ 複数の基本領域専門医にまたがる場合、それぞれの専門性の出自を国民にどう理解してもらうか配慮すること
- ④ 専門医の名称は、国民にその専門性、受診の際の便益が分かるようなものとする

### 2) 精神科サブスペシャリティ B 群(精神科特殊領域)

- ① 精神医学・医療において特殊な医療技術・知識等を有し、その能力を臨床に還元することをめざすものであること
- ② 精神科専門医の教育や精神医学研究のために、精神科基本領域と密接な関連をとることを求めるもの
- ③ サブスペシャリティ専門医であることを標榜しようとするときは、国民に分かりやすく、受診の手がかりになる名称とすること

### 3) 精神科サブスペシャリティ C 群(精神科関連領域)

- ① 精神医学とその関連領域に関する研究、教育を主たる目的とするもの
- ② 精神科専門医の教育や精神医学研究のために精神科基本領域と密接な関連をとることを希望するもの

---

<sup>1</sup> 「国民に分かりやすく、必要性が高く、受診の益になる」と認定された専門医が日本専門医機構の認定や承認を希望する場合、日本精神神経学会に設置された「サブスペシャリティ領域連絡協議会」に提示・推薦して、該当するサブスペシャリティ領域の学会と調整し、日本専門医機構の認定や承認のための申請を行う。但し、PSSB は、日本専門医機構の認定や承認を受けた専門医と PSSB 認定(精神科領域認定)の専門医とは、「上下関係はない」という立場である。

## II PSSB が承認する手順

### 《新規認定》

PSSB の承認を求める学会あるいは団体(以下、申請団体と呼ぶ)は、資格要件を満たしたうえで、必須事項が記載された専門医制度の整備基準を一次審査書類として PSSB に提出しなければならない。

PSSB は一次審査を行い、その専門領域の必要性に応じて申請団体に整備基準への追加の記載を要請することがある。

また、申請団体は、一次審査合格の後、二次審査として面接審査をうけなければならない。面接審査にあたっては、あらかじめ PSSB から要求された資料を準備・持参し説明を求められる。

一次審査、二次審査により、研修プログラムの企画立案、実行する能力を有し、サブスペシャリティ専攻医の指導に責任を負えることを確認したうえで、PSSB は精神科サブスペシャリティ専門医制度の認定をおこなう。

#### (1) 資格要件

申請団体は下記要件を満たさなければならない。なお、満たしていない場合でも、PSSB により個別の特性が認められた場合は審査の対象とすることが出来る。

- ① 申請日時点で安定した制度設計とみなされること
- ② 専門医制度を有しており専門医の認定及び更新が可能であること
- ③ 専門医を指導する指導制度が整っていること

#### (2) 整備基準への記載項目

A 群、B 群、および C 群では記載内容が大きく異なることを勘案して、申請団体が提出する整備基準には下記 5 項目の記載を必須とする。

- ① 制度の概要と目的
- ② 審査・認定方法
- ③ 更新の審査・認定方法
- ④ 資格の停止・取り消し
- ⑤ 個人情報の取り扱い

さらに、以下の項目について書き込める範囲で記載すること(順不同)。

- ⑥ 研修方法について
  - ・専門研修後の成果
  - ・到達目標(修得すべき知識・技能・態度)、経験目標(種類、内容、経験数など)
  - ・専門研修の評価
- ⑦ 指導医認定・更新方法

⑧ 研修施設認定・更新方法

※ ⑦⑧については、申請日時点で認定を行っていない場合は、今後の方針を記載

(3) 認定審査料

申請団体は、整備基準提出時に認定審査料 5 万円を指定された方法で納入しなければならない。

(4) PSSB による一次審査(書類審査)

PSSB は申請団体の提出された整備基準に基づき、書類審査を行う。

(5) PSSB による二次審査(面接審査)

面接審査を行う。面接審査にあたり、申請団体は PSSB より指定された資料を事前提出しなければならない。

(6) PSSB による認定

一次審査、二次審査合格後、PSSB によるサブスペシャルティの認定を行う。

認定期間は 5 年間とする。ただし、別途定めるやむを得ない事情がある場合には延期することができる。

(7) 認定の停止・取り消し

次の各号のいずれかに該当する場合、認定の停止・取り消しを行うことがある。

① サブスペシャルティ認定団体として相応しくないと判断したとき

② 申請内容に重大な誤り、あるいは虚偽があったとき

(8) 秘密の保持

PSSB は、提出された申請書類など、審査・認定業務上、知り得た一切の情報に関して漏示してはならない。

(9) 異議申し立て

認定審査の結果に対して異議ある場合は、書面をもって PSSB 委員長あてに申し立てをすることができる。

《更新時の更新料納入》

PSSB による認定を受けた精神科サブスペシャルティ領域団体は、5 年毎の更新時に更新料として、専門医 1 名あたり 2,000 円を納入しなければならない。納入方法としては、精神科サブスペシャルティ領域団体が年度報告書に記載された専門医更新完了人数分の更新料をとりまとめの

上、納入をすることとする。なお、日本専門医機構に推薦し、承認された専門医については、これを免じる。

### 《国民への周知》

承認された精神科領域サブスペシャリティ専門医については、精神科七者懇談会を構成する各団体に示され、各団体はホームページ等を通して名簿を公開し、広く国民に周知されるように努める。

なお、PSSB は、年度末ごとに認定状況を日本専門医機構に報告する。

## Ⅲ PSSB による監査

PSSB によって承認された精神科サブスペシャリティ領域団体は、毎年の年度初めまでに「年度計画」(様式①)を提出し、その都度 PSSB の認可を受けなければならない。また、年度末にはその年度の「年度報告」(様式②)を提出する。PSSB は提出された「報告書」に基づいて、その専門性の継続の妥当性等をその都度検討する。また、必要に応じて PSSB は精神科領域サブスペシャリティ制度に対して、面談による状況確認の要請を行うことができ、精神科領域サブスペシャリティ専門医制度の代表者はこれに応じなければならない。

## Ⅳ 整備指針の改廃・変更

この整備指針の改廃・変更は、日本精神神経学会理事会の承認を得たうえで、精神科七者懇談会総会に報告しなければならない。

## 追補

### 【委員の任免と任期について】

精神科サブスペシャリティボード(PSSB)においては、精神科領域を代表する精神科七者懇談会のすべての構成団体から各々1名以上が推薦され委員に加えられる。すべての委員は2年を任期とするが、再任は妨げない。なお、委員としての資格を失った際には、速やかに交代人事を行う。

### 【会議開催要件について】

精神科サブスペシャリティボード(PSSB)は、委員長を互選し、委員長が会議を招集する。PSSB による会議は、構成メンバーの過半数をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって決

することとする。

## 様式① 年度計画

報告年度: \_\_\_\_\_ 年度

サブスペシャリティ領域名: \_\_\_\_\_

記載者: \_\_\_\_\_

【報告事項】(記載できる範囲で記載してください)

### ①研修について

- 1) 研修開始をする専攻医数(推定):
  - 2) 研修開始をする専攻医の所属施設数(推定):
  - 3) 研修プログラム等の研修概要(内容がわかる資料を添付)
  - 4) 整備基準に記載されていない合理的な配慮が必要な事項について  
※新型コロナウイルス感染対応等予期せぬ出来事により合理的な配慮が必要となり整備基準に記載されていない事項を実施する場合はこちらに記載してください
- 
- 

### ②専門医試験の実施予定

- 1) 試験実施日:
- 2) 受験者数:
- 3) 専門医試験の実施概要(試験の概要が分かる資料を添付)

### ③専門医更新の予定

- 1) 本年度認定期限を迎える専門医数
- 2) 専門医更新スケジュール(申請期間や更新要件等の概要が分かる資料を添付)

### ④その他 PSSB に事前報告すべき事項

---

---



## 様式② 年度報告

報告年度: \_\_\_\_\_ 年度

サブスペシャルティ領域名: \_\_\_\_\_

記載者: \_\_\_\_\_

### 【報告事項】

#### ① 研修実施状況

- 1) 研修開始をした専攻医数:
  
  - 2) 研修開始をした専攻医の所属施設数:
  
  - 3) 研修プログラム等の研修概要(内容がわかる資料を添付)
  
  - 4) 整備基準に記載されていない合理的な配慮が必要な事項について  
※新型コロナウイルス感染対応等予期せぬ出来事により合理的な配慮が必要となり整備基準に記載されていない事項を実施する場合はこちらに記載してください
- 
- 

#### ② 専門医試験の実施状況

- 1) 試験実施日:
- 2) 受験者数:
- 3) 合格者数:
- 4) 専門医試験の実施形態(試験の概要が分かる確定資料を添付)

#### ③ 専門医更新の実施状況

- 1) 本年度認定期限を迎える専門医数:
- 2) 更新を完了した専門医数:

#### ④ 一年間の研修の振り返り

本年度の研修について問題点・改善点があれば、来年度の対応予定と合わせて記載してください。

---

---

---

---

【参考】サブスペシャリティ領域連絡協議会と精神科サブスペシャリティボード(PSSB)の役割

	サブスペシャリティ領域連絡協議会	精神科サブスペシャリティボード(PSSB)
委員構成	精神科領域のコアメンバーに加え、該当する各基本領域、サブスペシャリティ領域および日本専門医機構の代表委員、顧問弁護士	基本領域学会代表委員、精神科七者懇談会構成団体より推薦された委員(複数名)
役割	・ <b>複数の基本領域に跨るサブスペシャリティ</b> について審査・認定し、日本専門医機構に報告  ・精神科サブスペシャリティボード(PSSB)の認定結果を審議し、日本専門医機構に報告	<b>精神科領域単独のサブスペシャリティ</b> について審査・認定し、サブスペシャリティ領域連絡協議会・日本専門医機構に報告
関連規定	精神科サブスペシャリティ領域専門研修規約※	・精神科サブスペシャリティ整備指針(本指針) ・精神科サブスペシャリティ領域専門研修規約

※精神科サブスペシャリティ領域専門研修規約『2. サブスペシャリティ領域連絡協議会と精神科サブスペシャリティボード(PSSB)』抜粋

基本領域はサブスペシャリティ領域の認定にかかり、下記に掲げるサブスペシャリティ領域連絡協議会を設ける。また、内部審査機関として精神科サブスペシャリティボード(PSSB)を設ける。

2-1. サブスペシャリティ領域連絡協議会

日本専門医機構認定を受けるサブスペシャリティについて、基本領域は、日本専門医機構と協働して、サブスペシャリティ領域の専門性や研修等について検討するサブスペシャリティ領域連絡協議会を設ける。同連絡協議会は、各日本専門医機構認定の申請を希望したサブスペシャリティ領域専門医制度の審査を行う。

同連絡協議会は原則として基本領域、サブスペシャリティ領域と日本専門医機構をそれぞれ代表する委員に加え、日本専門医機構が推薦するこれら組織に所属しない第三者の委員から構成することとする。また、基本領域が複数に跨る場合は、他の基本領域を代表する委員を加えることとする。

2-2. 精神科サブスペシャリティボード(PSSB)

基本領域が認定をする精神科サブスペシャリティについて、基本領域はサブスペシャリティ領域の専門性や研修等について検討する精神科サブスペシャリティボード(PSSB)を設ける。精神科サブスペシャリティボード(PSSB)は、日本専門医機構のサブスペシャリティには該当しないが精神科領域にとって重要なサブスペシャリティについて協議し、承認作業を行い、基本領域を代表する委員ならびに精神科七者懇談会から推薦された複数の委員から構成するボード(PSSB)を設ける。

□審査・認定の流れ

